

令和2年10月21日

2021年4月入学予定者の皆さまへ

松山短期大学

「高等教育の修学支援新制度」に係る入学手続時納付金の取扱いについて(お知らせ)

松山短期大学は、「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)」に基づき国が実施する「高等教育の修学支援新制度」の対象校です。

本学では、当該制度の予約採用者(高校在学時に「日本学生支援機構の給付奨学生採用候補者」となっている方)につきましても、入学手続時には入学金等納付金(入学金、前学期の授業料・教育充実費)の全額を納入していただきます。減免後の金額ではありませんので、ご注意ください。所定の期日までに納入がない場合は、入学許可となりません。

入学後に所定の授業料等減免申請手続きを行い、入学金・授業料の減免対象であることが確認できた方には、減免相当額を還付します。還付時期については、入学後にお知らせします。なお、教育充実費及び諸会費等委託徴収金は減免対象ではありません。

入学後の授業料等減免及び給付型奨学金の手続きの詳細は、2021年3月上旬に発送予定の「入学手続のご案内」にてご確認ください。

以上

【参考】高等教育の修学支援新制度の内容及び詳細は、以下のURLのホームページをご覧ください。

◆文部科学省「高等教育の修学支援新制度」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

◆日本学生支援機構「奨学金の制度(給付型)」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>